4　道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務（国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5～9　（略）
10　海外道路プロジェクト推進官は、命を受けて、道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務のうち、海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項に関するものをつかさどる。
（国際室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官）
第七十四条　総務課に、国際室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官それぞれ一人を置く。
2　国際室は、住宅局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
3　国際室に、室長を置く。
4　民間事業支援調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　住宅資金の貸付債権の証券化に関すること。
三～五　（略）
5～7　（略）
（削る）
（住生活サービス産業振興官及び住宅活用調整官）
第七十五条　住宅政策課に、住生活サービス産業振興官及び住宅活用調整官それぞれ一人を置く。
2　（略）
3　住宅活用調整官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）
第七十八条　建築指導課に、建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。
2～11　（略）
12　建築設計環境適正化推進官は、命を受けて、建築士の試験制度及び業務の改善に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（企画室、危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官）
第八十条　総務課に、企画室、危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官一人を置く。
2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課並びに危機管理室、貨物鉄道政策室及び輸送障害対策推進官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
3～7　（略）
8　輸送障害対策推進官は、鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

4　道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務（国際室及び道路事業分析評価室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5～9　（略）
（新設）
（民間事業支援調整室並びに企画官、住宅企画調整官及び証券化支援対策官）
第七十四条　総務課に、民間事業支援調整室並びに企画官、住宅企画調整官及び証券化支援対策官それぞれ一人を置く。
（新設）
2　民間事業支援調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
（新設）
二～四　（略）
3～5　（略）
6　証券化支援対策官は、命を受けて、住宅資金の貸付債権の証券化に係る事務をつかさどる。
（住生活サービス産業振興官及び住宅活用・国際調整官）
第七十五条　住宅政策課に、住生活サービス産業振興官及び住宅活用・国際調整官それぞれ一人を置く。
2　（略）
3　住宅活用・国際調整官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち住宅の活用及び国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官及び監督調整官）
第七十八条　建築指導課に、建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官及び監督調整官それぞれ一人を置く。
2～11　（略）
（新設）
（企画室、危機管理室及び貨物鉄道政策室）
第八十条　総務課に、企画室、危機管理室及び貨物鉄道政策室を置く。
2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること（他課並びに危機管理室及び貨物鉄道政策室の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
3～7　（略）
（新設）